

長崎外国語大学 教員の任期に関する規程

(平成 17 年 3 月 17 日制定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定及び学校法人長崎学院任期付教員就業規則に基づき、長崎外国語大学（以下「本学」という。）に勤務する教員のうち、任期を定めて採用する教員（以下、「任期付教員」という。）の任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織・職名・任期)

第 2 条 任期付教員の教育研究組織・職名・任期は、別表に定めるとおりとする。

2 任期の満了した任期付教員は、第 4 条第 1 項に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

第 3 条 削除

(再任用)

第 4 条 任期付教員については、別記様式の雇用継続希望確認書により当該任期付教員が雇用の継続を希望し、学長が必要と認めた場合でかつ次の条件を全て満たすときは、再任用することができる。

- (1) 当該任期付教員の勤務実績が良好な場合
- (2) 当該任期付教員が次年度以降のカリキュラム編成において必要な場合
- (3) 本学の経営状態が良好な場合

2 当該任期付教員の再任用が適当であると認められたときは、任期満了の 6 ヶ月前までに、理事長は再任用を決定し通知する。

(同 意)

第 5 条 理事長は、第 2 条に定める教育研究組織及び職に教員を任用および再任用する場合は、別記様式によりその者の同意を得なければならない。

(勤務条件等)

第 5 条の 2 教員の勤務条件等は、学校法人長崎学院任期付教員就業規則又は雇用契約書の定めるところによる。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

2 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 4 項の規定に基づき、本学のホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 17 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日以降に新規採用される教員に適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、改正前の第 2 条の規定により採用された教員の任期は解除する。
- 3 この規程施行の際、現に第 3 条各号の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第 3 条各号の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に本規程第 2 条別表の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

附 則

この規程は、2019（令和元）年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行する。

別表

教育研究組織	職 名	任 期	再任用の任期	再任用の回数
外国語学部 現代英語学科	特別任用教員 (教授・准教授・講師)	5年	再任用なし	再任用なし
	特別任用講師	3年	1年	2回まで
	特別任用助教	2年	1年	3回まで
外国語学部 国際コミュニケーション学科	特別任用教員 (教授・准教授・講師)	5年	再任用なし	再任用なし
	特別任用講師	3年	1年	2回まで
	特別任用助教	2年	1年	3回まで